

松浦市監査委員公表第10号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年6月4日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 川下 高広

措置状況報告

選挙管理委員会事務局

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>1.支出事務 【指摘事項】</p> <p>委員の費用弁償について、旅客運賃表の確認不足により支給額を誤っているものがあった。</p>	<p>委員の費用弁償について、旅客運賃表の確認不足により適正な運賃額より少なく支給していたものです。松浦鉄道駅間普通旅客運賃表に基づき算定した正当額1,980円から既支払額1,940円を引いた差額40円については、相手方に算定誤りがあった旨を伝え謝罪し、不足分を5月に支払済みです。指摘を受け、事務局内で再発防止に向けて協議を行い、今後は、複数の職員でチェックを行うこととしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底しました。</p>
<p>2.庶務及び文書管理事務等 【指摘事項】</p> <p>ア 備品管理において、不用となっていた公印(19個)について、会計課長への物品不用品等の報告がされていなかった。</p>	<p>備品管理において、不用となっていた公印については、平成29年9月1日告示第18号、松浦市選挙管理委員会規程の一部改正で別表第2にあった第25投票区と農業委員会委員選挙で使用していた公印の削除を行っていたが、会計課長への物品不用品等の報告を怠っておりました。指摘を受け、事務局内で再発防止に向けて協議を行うと共に会計課長あて物品不用品等報告を完了いたしております。今後は、複数の職員でチェックを行うこととしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底しました。</p>
<p>イ 松浦市選挙管理委員会規程第29条第2項で、「公印を作成し、及び改刻又は廃棄したときは、その旨告示し、別記様式の公印台帳に登録しなければならない。」と規定されているが、公印台帳に告示及び廃止の登録がないものがあった。</p>	<p>公印台帳において、公印の告示及び廃止の登録がないものがあったとご指摘につきましては、担当者の確認不足により生じたものです。現在においては保存年限が終了(昭和45年、平成2年及び平成25年の各文書)し、既に廃棄処分済みで、告示日及び告示番号の確認ができない状況です。よって、公印台帳には告示日及び告示番号は不明と記載しました。今後は、複数の職員でチェックを行うこととしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底しました。</p>